

関稅定率法等の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）	1
○ 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条關係）	5
○ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第三条關係）	18
○ コンテナーに関する通關条約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に関する通關条約（TIR条約）の實施に伴う関稅法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）（第四条關係）	32
○ 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）（第五条關係）	36
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号）（附則第五条關係）	38

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	〇九一〇・一一	税率
品 名	破碎及び粉碎のいずれも でないもの 一 (省略) 二 その他のもの (一) (省略) (二) その他のもの A 乾燥したもの（ 全形のものに限 るものとし、皮 を除いてあるか ないかを問わな い。） B その他のもの	無税 五%
一〇〇八・六〇	ライ小麦 一 薬品処理（例えば、殺 菌又は発芽促進のため の処理）により専ら播 種用に適するようにし	

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	〇九一〇・一一	税率
品 名	破碎及び粉碎のいずれも でないもの 一 同上 二 その他のもの (一) 同上 (二) その他のもの	五%
一〇〇八・六〇	ライ小麦	一キログラ ムにつき六 五円

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 246 1372 504"></td> <td data-bbox="1276 504 1460 918"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 504 1372 918">二</td> <td data-bbox="1372 504 1460 918">たもの その他のもの</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 918 1372 1075">五円</td> <td data-bbox="1372 918 1460 1075">一キログラ ムにつき六 無税</td> </tr> </table>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 504 1372 918">二</td> <td data-bbox="1372 504 1460 918">たもの その他のもの</td> </tr> </table>	二	たもの その他のもの	五円	一キログラ ムにつき六 無税	<p>第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>注 1 5 (省略)</p> <p>号注 1 (省略)</p> <p>備考 1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそ うの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメデイウム ・ウシヤネンセの葉、エピメデイウム・プベスケンスの葉、 エピメデイウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴオディア・ボデ イニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種 、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おに ゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、か きのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、か わらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キト ルス・アウランテイウム(だいだいを含む。)の果実(未成 熟のものに限る。)、きばないかりそうの葉、くこの果実及 び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの葉 及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざく ろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの 果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすう</p>
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 504 1372 918">二</td> <td data-bbox="1372 504 1460 918">たもの その他のもの</td> </tr> </table>	二	たもの その他のもの				
二	たもの その他のもの						
五円	一キログラ ムにつき六 無税						

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 1164 1372 1422"></td> <td data-bbox="1276 1422 1460 1836"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1836 1372 1993"></td> <td data-bbox="1372 1836 1460 1993"></td> </tr> </table>					<p>第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>注 1 5 同上</p> <p>号注 1 同上</p>

りの種、しなれんぎょうの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフエラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングリの花、マグノリア・ピオンデイイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオヌルス・シビリクスの葉及び花、れんぎょうの果実並びにロファテルム・シネンセの葉

一一一一・九〇

その他のもの

- 一 ヤボランジ葉、パチュウ
- リ葉、センナ葉、ウワ
- ウルシ葉、ホミカ、ク
- ベバ、コロシント実、
- コルヒクム子、トンカ
- 豆、ストロファンツス
- 子、プランタゴプシリ

一一一一・九〇

その他のもの

- 一 ヤボランジ葉、パチュウ
- リ葉、センナ葉、ウワ
- ウルシ葉、ホミカ、ク
- ベバ、コロシント実、
- コルヒクム子、トンカ
- 豆、ストロファンツス
- 子、プランタゴプシリ

<p>二八二一・一一</p>	<p>一) ふつ化水素（ふつ化水素酸</p> <p>二) その他のもの</p> <p>(一) 茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに限り、砕き又は粉状にしたものを除く。）</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>四) その他のもの</p> <p>三 (省 略)</p> <p>二 (省 略)</p> <p>一) 草</p> <p>ウムの種、キナ皮、コ ンズランゴ皮、カスカ ラサグラダ、吐根、り んどう属の植物の茎及 び根、セネガ根、遠志 、甘松香、コロンボ根 、海葱、ヤラツパ根、 デリス根、インド蛇木 根、木香、白及、キュ ーベ根、セメンシナそ の他のサントニン採取 用のもの、麻黄、沈香 、槐花、大黃並びに甘 草</p>	<p>無税</p> <p>五% 無税</p> <p>無税</p>
<p>二八二一・一一</p>	<p>一) ふつ化水素（ふつ化水素酸</p> <p>四) その他のもの</p> <p>三 同上</p> <p>二 同上</p> <p>一) 草</p> <p>ウムの種、キナ皮、コ ンズランゴ皮、カスカ ラサグラダ、吐根、り んどう、ゲンチアナ根 、セネガ根、遠志、甘 松香、コロンボ根、海 葱、ヤラツパ根、デリ ス根、インド蛇木根、 木香、白及、キューベ 根、セメンシナその他 のサントニン採取用の もの、麻黄、沈香、槐 花、大黃及び甘草</p>	<p>三・九%</p> <p>五%</p> <p>無税</p>

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入港手続） 第十五条（省 略） 2 6 （省 略）</p>	<p>（入港手続） 第十五条 同 上 2 6 同 上</p>
<p>7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等（船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であつて、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷（コンテナ）に詰められているものに限る。）の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。</p>	
<p>8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者（以下この項において単に「荷送人」という。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。</p>	
<p>9 前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて</p>	

、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）又は書面の提出により当該報告を行うことができる。

- 10| (省 略)
- 11| (省 略)
- 12| (省 略)
- 13| (省 略)
- 14| (省 略)

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の二 税関長は、前条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

- 2 (省 略)

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第十項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十一項又は第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、

- 7| 同 上
- 8| 同 上
- 9| 同 上
- 10| 同 上
- 11| 同 上

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

- 2 同 上

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸しをしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸しについての書類を税関職員に提示しなければならぬ。外国貿易船等に内国貨物の積卸しをしようとする者も、また同様とする。

3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをしてはならない。ただし、これらの報告に代わるべきものとして政令で定める報告があつた場合であつて、政令で定めるところにより税関長の許可を受けたときは、この限りでない。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客（当該外国貿易船等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 (省略)

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるときは、第十五条第三項から第五項まで（入港手続）の規定は、適用しない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸しをしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸しについての書類を税関職員に提示しなければならぬ。外国貿易船等に内国貨物の積卸しをしようとする者も、また同様とする。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、積荷、旅客（当該外国貿易船又は外国貿易機に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 同上

(入出港の簡易手続)

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第一項から第五

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第十項から第十二項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第十項の規定による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第十項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定め

項まで（入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第七項から第九項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第七項の規定による報告又は同条第八項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第七項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定め

るところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告の手続）

第六十七条の二（省 略）

2 輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一（省 略）

二 当該貨物につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

3 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第十項（入港手続）の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第十項若しくは第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものと

るところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物にあつては、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。）第五条一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告の手続）

第六十七条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 当該貨物（メキシコ協定第五条一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。）につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

3 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後

する。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（帳簿の備付け等）

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯

にするものとする。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合又は特例申告貨物の輸入申告若しくは特定輸出申告がされる場合（税関長が輸出又は輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。）その他これを提出する必要がない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のために必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（帳簿の備付け等）

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯

して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。

3 電子帳簿保存法第四条から第十条まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条第一項及び第二項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。この場合において、前項ただし書中「第六十八条第二項」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。

3 電子帳簿保存法第四条から第九条の二まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）及び第十一条第一項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上

<p>第十条</p>	<p>第九條</p>	<p>第六條第六項</p>	<p>第六條第一項</p>		
<p>所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者</p>	<p>代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>は一部</p>	<p>当該国税関係帳簿</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）</p>
<p>一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者</p>	<p>代える日</p>	<p>税関長（以下この項において「所轄外税関長」という。）</p>	<p>関税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>	<p>以下同じ。）の関税関係帳簿の備付けを開始する日</p>

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>		
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

(承認又は許可の基準)

第九十九条 第五十九条第二項(内国貨物の使用等)(第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項(保税運送)、第六十四条第一項(難破貨物等の運送)若しくは第六十六条第一項(内国貨物の運送)の承認又は第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)、第二十条第一項(不開港への出入)、第二十四条(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)若しくは第三十二条(見本の一時持出)(第三十六条において準用する場合を含む。)の許可は、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、しななければならない。

(情報提供)

第百八条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の規定により提供される情報については、次項の規定による同意がなければ外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続(同項において単に「刑事手続」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

4 財務大臣は、外国税関当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る刑事手続に使用することについて同意をすることができ。

一 当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について刑事手続を行う目的で行われたものと認められるとき。

(承認又は許可の基準)

第九十九条 第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸し)、第五十九条第二項(保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ざる使用)(第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項(保税運送)、第六十四条第一項(難破貨物等の運送)若しくは第六十六条第一項(内国貨物の運送)の承認又は第二十条第一項(不開港への出入り)、第二十四条(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)若しくは第三十二条(見本の一時持出し)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)の許可は、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められるときは、しななければならない。

(情報提供)

第百八条の二 同上

2 同上

3 第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

二 当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

5 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項、第四項又は第十項（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長
- 二 第十五条第二項、第五項又は第十一項の規定による書類を提出せず、又は偽った書類を提出した船長又は機長
- 三及び四 （省 略）
- 五 第十五条第十二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽った入港届を提出した機長
- 六及び七 （省 略）

八 第十八条第二項（入出港の簡易手続）の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽った入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽った届出をした機長

九 第十八条第三項ただし書の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した機長

十 第十八条第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出を

第百十四条 同 上

- 一 第十五条第一項、第四項又は第七項（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長
- 二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽った書類を提出した船長又は機長
- 三及び四 同 上
- 五 第十五条第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽った入港届を提出した機長
- 六及び七 同 上

八 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書（入出港の簡易手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長

九 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項

せず、又は偽つた書類を提出した機長

十一〜十四 (省 略)

2 第二十六条 (船長又は機長の行為の代行) の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等 (同条に規定する所有者等をいう。) が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第十項の規定による報告について偽つた報告をした者 (当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条第二項、第五項又は第十一項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 (省 略)

四 第十五条第十二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 (省 略)

六 第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

七 第十八条第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者 (当該報告に係る外国貿易船が税関空港に入港した場合に限る。)

八 第十八条第三項ただし書又は第四項の規定による書類について

の規定による書類の提出をせず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十 第十八条第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

2 同 上

一 第十五条第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者 (当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 同 上

四 第十五条第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 同 上

六 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者 (当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

七 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項

偽つた書類を提出した者

九及び十 (省略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第七項、第八項又は第十四項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

一の二及び一の三 (省略)

一の四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

一の五 (省略)

二〇十一 (省略)

第百十七条 (省略)

2 前項の規定により第百八条の四から第百九条の二まで、第百十条第一項から第三項まで若しくは第五項、第百十一条第一項から第三項まで又は第百十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3及び4 (省略)

の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

九及び十 同上

第百十四条の二 同上

一 第十五条第十一項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

一の二及び一の三 同上

一の四 同上

二〇十一 同上

第百十七条 同上

2 前項の規定により第百十条第一項から第三項まで又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。

3及び4 同上

改 正 案

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一及び二（省略）

三 関税定率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買

いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 同上

一及び二 同上

三 関税定率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号に掲げるライ小麦、同表第一〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ

入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
四〇六 (省 略)

三〇七 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一〇四 (省 略)

二及び三 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、関税率法別表第二〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限り。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それ

及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
四〇六 同 上

三〇七 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一〇四 同 上

二及び三 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、関税率法別表第二〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限り。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それ

それ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十四年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十四年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同

それ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十三年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十三年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同

年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。
。から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 (省 略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、
関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。
。から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同上

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、
関税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省 略)

2 平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 及び 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十四年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

第八条の六 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

一及び二 同 上

2 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 及び 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(経済連携協定に基づく関税割当制度等)

第八条の六 同 上

2 及び 3 同 上

4 各年度において、経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当

該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示（課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）に係るものを除く。）を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百一条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、当該経済連携協定において同一の番号その他の記号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十五条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国

（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩

際物流拠点産業集積地域の指定)の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、平成二十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 〃 4 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条

振興特別措置法第四十一条第一項(自由貿易地域の指定)の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項(特別自由貿易地域の指定)の規定により特別自由貿易地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十四年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、平成二十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 〃 4 同 上

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条

の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名 一〇〇八・六〇 二 ライ小麦 二 その他のものうち 政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第四二条 の規定により輸入す るもの、同法第四三 条の規定による連名 による申込みに応じ て行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦 等として輸入される もの並びに同法第四 五条第一項第三号に 規定する政令で定め る麦等のうち政令で 定めるところにより 農林水産大臣の証明 を受けて輸入される もの	税率 無税
---------------	--	----------

の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名 一〇〇八・六〇 ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び 価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入す るもの、同法第四三条の規 定による連名による申込み に応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に 規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところ により農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの	税率 無税
---------------	---	----------

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
別表の番号	品名	ライ小麦のうち 一〇〇八・六〇 二 その他のもののうち 別表第一第一〇〇八 ・六〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの					
		一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	項号	項名	基準輸入価格					
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
(省略)			れるもの	れるもの	されるもの	の	の	の
			でに輸入さ	でに輸入さ	まに輸入	日まに輸	日まに輸	日まに輸
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品名	項目	税率					
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
			でに輸入さ	でに輸入さ	まに輸入	日まに輸	日まに輸	日まに輸
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
別表の番号	品名	ライ小麦のうち 一〇〇八・六〇 別表第一第一〇〇八 号に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの					
		一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	項号	項名	基準輸入価格					
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
同上			れるもの	れるもの	されるもの	の	の	の
			でに輸入さ	でに輸入さ	まに輸入	日まに輸	日まに輸	日まに輸
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品名	項目	税率					
			平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで
			でに輸入さ	でに輸入さ	まに輸入	日まに輸	日まに輸	日まに輸
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ
			入さ	入さ	入さ	入さ	入さ	入さ

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関
税対象品目表（第七条の四関係）

四五	項 名	品 目
四五	関税率表第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品	

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関
税対象品目表（第七条の四関係）

四五	項 名	品 目
四五	関税率表第一〇〇八・六〇号に掲げる物品	

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	関税率法						
	品名							
	れるもの	平成七年四	平成八年四	平成九年四	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	
	でに輸入さ	月一日から	月一日から	月一日から	四月一日か	四月一日か	四月一日か	
	れるもの	平成八年三	平成九年三	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	平成一三年	
	でに輸入さ	月三一日ま	月三一日ま	三月三一日	年三月三	年三月三	年三月三	
	されるもの	平成八年三	平成九年三	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	平成一三年	
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

同上	別表の番号	関税率法						
	品名							
	れるもの	平成七年四	平成八年四	平成九年四	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	
	でに輸入さ	月一日から	月一日から	月一日から	四月一日か	四月一日か	四月一日か	
	れるもの	平成八年三	平成九年三	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	平成一三年	
	でに輸入さ	月三一日ま	月三一日ま	三月三一日	年三月三	年三月三	年三月三	
	されるもの	平成八年三	平成九年三	平成一〇年	平成一一年	平成一二年	平成一三年	
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		
の	入されるも	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸	日までに輸		

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
〇九一〇・一一	破碎及び粉碎のいずれも でないもの 二 その他のもの （一） 同上 （二） その他のもの B その他のもの	無税
一一二一一・九〇	その他のもの 二 （省略） 四 その他のもの （二） その他のもの	無税

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
〇九一〇・一一	破碎及び粉碎のいずれも でないもの 二 その他のもの （一） 同上 （二） その他のもの	無税
一一二一一・九〇	その他のもの 二 同上 四 その他のもの	無税

○ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 （省 略）</p> <p>三 保証団体 第十条第一項の規定により財務大臣の認可を受けた者をいう。</p> <p>（免税コンテナー等の用途外使用の制限）</p> <p>第四条 コンテナー条約第二条又は第五条1の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナー（以下「免税コンテナー」という。）又はコンテナー修理用の部分品（修理により取り外された部分品を含む。以下「免税部分品」という。）は、その輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え、税関長が指定する期間。以下「再輸出期間」という。）内に、貨物の運送の用（免税部分品にあつては、免税コンテナーの修理の用。次条において同じ。）以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 国際運送 外国を仕向地又は仕出地とする貨物の運送であつて、本邦内で当該貨物が詰め替えられることなく同一のコンテナーにより行なわれるものをいう。</p> <p>三 同 上</p> <p>四 保証団体 第十一条第一項の規定により財務大臣の認可を受けた者をいう。</p> <p>（免税コンテナー等の用途外使用の制限）</p> <p>第四条 コンテナー条約第二条又は第五条1の規定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテナー（以下「免税コンテナー」という。）又はコンテナー修理用の部分品（修理により取り外された部分品を含む。以下「免税部分品」という。）は、その輸入の許可の日から三月間（三月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、三月を超え、税関長が指定する期間。以下「再輸出期間」という。）内に、国際運送の用（免税部分品にあつては、免税コンテナーの修理の用。次条において同じ。）以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由</p>

がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の場合の輸入税の徴収)

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、その免除を受けた輸入税を直ちに徴収する。

一 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を貨物の運送の用以外の用途に供し、若しくはこれに供するため譲渡したとき。

二 (省 略)

2 (省 略)

由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の場合の輸入税の徴収)

第五条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、その免除を受けた輸入税を直ちに徴収する。

一 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を国際運送の用以外の用途に供し、若しくはこれに供するため譲渡したとき。

二 同 上

2 同 上

(免税コンテナ等の国内運送への使用)

第八条 貨物を詰めて輸入された免税コンテナが、当該貨物の取出口から輸出貨物の詰込地(貨物を詰めないで輸出される場合にあつては、その輸出地)まで通常の経路により運送される間において、国際運送以外の運送(以下この条において「国内運送」という。)の用に供されるときは、第四条及び第五条の規定は、適用しない。

2 前項の国内運送は、再輸出期間内において、一回をこえてすることができない。

3 第一項の国内運送をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならぬ。

(国産コンテナ等の特例)

第八条 (省 略)

(国産コンテナ等の特例)

第九条 同 上

(国際道路運送手帳の確認)

(国際道路運送手帳の確認)

第九条 (省 略)

(保証団体の認可等)

第十条 (省 略)

(保証団体の担保の提供等)

第十一条 (省 略)

(報告の徴取及び検査)

第十二条 (省 略)

(コンテナーの承認手続)

第十三条 (省 略)

(設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等)

第十四条 (省 略)

(コンテナー条約の非締約国への便益の提供)

第十五条 (省 略)

(政令への委任)

第十六条 (省 略)

(罰則)

第十七条 (省 略)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

第十条 同 上

(保証団体の認可等)

第十一条 同 上

(保証団体の担保の提供等)

第十二条 同 上

(報告の徴取及び検査)

第十三条 同 上

(コンテナーの承認手続)

第十四条 同 上

(設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等)

第十五条 同 上

(コンテナー条約の非締約国への便益の提供)

第十六条 同 上

(政令への委任)

第十七条 同 上

(罰則)

第十八条 同 上

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

<p>一及び二 (省略)</p> <p>三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第十九条 (省略)</p> <p>(犯則事件の調査及び処分)</p> <p>第二十条 (省略)</p>	<p>一及び二 同上</p> <p>三 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第二十条 同上</p> <p>(犯則事件の調査及び処分)</p> <p>第二十一条 同上</p>
--	---

改 正 案

第三条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項第一号中「（電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第二百五条の三」に改め、同項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第四号の二中「関係者」の下に「（次項において「輸出者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「（不当廉売関税）」を、「関係者」の下に「（次項において「輸入者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「を検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関職員は、前項第四号の二又は第六号の規定により輸出者等又は輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸出者等又は当該輸入者等から

現 行

第三条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項第一号中「（電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第二百五条の三」に改め、同項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「（不当廉売関税）」を、「関係者」の下に「（次項において「輸入者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「を検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

提出された物件を留め置くことができる。
第百五条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十四条の二第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第百五条第一項第四号の二又は第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （省 略）

2 （省 略）

3 新関税法第百五条第一項第四号の二及び第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第四号の二に規定する輸出者等又は同項第六号に規定する輸入者等（以下この項において「輸出入者等」という。）に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該輸出入者等に対して当該調査に係る旧関税法第百五条第一項第四号の二又は第六号の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧関税法第百五条第一項第四号の二又は第六号に掲げる者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4及び5 （省 略）

第百十四条の二第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第百五条第一項第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 同上

2 同上

3 新関税法第百五条第一項第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第六号に規定する輸入者等（以下この項において「輸入者等」という。）に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該輸入者等に対して当該調査に係る旧関税法第百五条第一項第六号の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧関税法第百五条第一項第六号に掲げる者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4及び5 同上

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第十二項に規定する入港届（同条第一項及び第十項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 4 （省 略）</p>	<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 4 同 上</p>